平成25年度「奈良県雇用施策実施方針」(概要)

現状

本格的な人口減少社会の到来

- ・ 未就職卒業者、新卒後のフリーターへの流入、新規高卒者の内定率63.1%
- ・ 障害者雇用率が全国3位、法定雇用率達成割合が全国8位
- 低い女性の有業率(奈良県42.9%、全国48.8%)
- ・ 働く意欲のある高年齢者の存在
- 生活保護受給者の増加傾向
- 非正規労働者や長期失業者の存在

目指す姿

全員参加型社会の実現

- 若者の雇用機会の拡大、生活の安定と地域経済の活性化
- 障害者雇用率、法定雇用率達成割合を全国1位へ
- 女性の意欲と能力を活かした就業希望の実現
- 生涯現役社会の実現
- 生活困窮者への生活支援と就労への移行
- ・ 地域に必要な人材育成の推進と雇用の安定

奈良県と奈良労働局が連携する主な取組

働く希望を持つ若者への就職支援

経済団体に対する学卒者対象求人の求人要請行動、新規高校卒業予定者を対象とした合同求人説明会の開催 体系的なキャリア教育の推進

障害のある方に対する就労支援

経済団体に対する障害者の雇用維持・雇用機会拡大に係る要請行動 障害の態様に応じた雇用支援、特別支援学校等との連携による「チーム支援」の実施 「障害者虐待防止・権利擁護体制」の対策チームとしての連携

たらジョブカフェ、地域若者サポートステーションとの連携によるフリーター等への就職支援

女性の意欲・能力を生かした就職支援

「奈良県子育て女性就職相談窓口」「奈良県スマイルセンター」「奈良県女性センター」との情報の共有等の連携 マザーズコーナー等における担当者制による支援の実施

奈良県の現状に応じた雇用対策の推進

高年齢者雇用及び就業機会の創出のための「奈良高年齢者雇用推進委員会」の開催 高年齢者の雇用・就業の職域拡大を図るためのシルバー人材センター事業の推進

生活保護受給者に対する就労支援、生活困窮者に対する福祉機関への誘導、「生活福祉・就労支援協議会」開催地域ニーズに即した人材育成の推進、「地域訓練協議会ワーキングチーム」の開催

「奈良県地域就職支援センター」における一体的実施の推進、「奈良県一体的実施事業運営協議会」の開催 地域社会に与える影響が大きな事案に対応するための雇用対策の連携

ワークライフバランスの推進等、働きやすい職場環境整備の推進、新規指定居宅サービス事業者に対する説明会

平成25年度

奈良県雇用施策実施方針

~ 全員参加型社会に向けて ~

奈 良 労 働 局

| | 趣 | 日日 | 1 |
|---|--------|------------|---|
| 1 | 働く希望を持 | つ若者への就職支援 | 2 |
| 2 | 障害のある方 | に対する就職支援 | 4 |
| 3 | 女性の意欲能 | 力を活かした就職支援 | 6 |
| | | | |

7

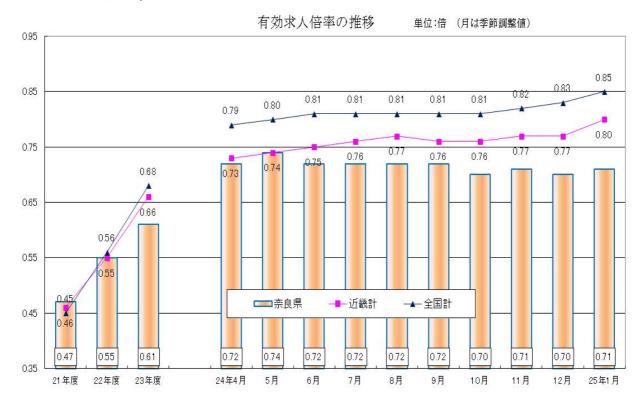
4 地域の実情に応じた対策

趣 旨

我が国の経済は平成21年3月から回復過程にあるが、平成23年3月に発生した東日本大震災により深刻な打撃を受けた。その後も夏以降急速な円高や欧州債務危機に伴う世界経済の減速の影響を受け、景気の持ち直しの動きは緩やかなものとなった。また、雇用情勢も持ち直しの動きが弱まっており依然として厳しい状況にある。奈良県においても、人口の減少、少子高齢化及び過疎化による活力の低下が懸念されるところであり、雇用情勢は有効求人倍率(季節調整値)が平成23年度の0.6倍台から、平成24年4月以降0.7倍前後で推移するなど緩やかに持ち直しているものの依然として厳しい状況が続いている。

このような中で、できる限り多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若年者の雇用の確保、女性の活躍促進、障害者・高年齢者の就労促進、就職困難・生活困窮者に対する就労支援、地域ニーズに即した人材育成の推進等、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施することにより「全員参加型社会」の実現を図る取組が必要である。

このため、奈良労働局長は、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき奈良労働局及び県内各公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)における職業指導及び職業紹介事業、その他の雇用に関する施策について、奈良県知事の意見を取り入れた「奈良県雇用施策実施方針」を定め、奈良県の講ずる雇用に関する施策と緊密な連携・協力を図りながら、奈良県における雇用情勢の改善に取り組むこととする。また、方針に定める事項について、奈良県知事から要請があった場合は、基本的にはその要請に迅速に対応するなど、これまで以上に緊密な連携・協力を図っていくこととする。



働く希望を持つ若者への就職支援 1

/// 現 況 ///////////////

(H24年3卒者)

(H25年3卒予定者の11月末時点)

- 高卒內定率 94.1% (前年比+3.4P)
 高卒內定率 74.5% (前年比▲0.7P) (全国 96.7%)
 - (全国 75.8%)
- ·大卒内定率 84.5% (対前年比▲0.4P) ·大卒内定率 57.0% (対前年比+7.3P) (全国 93.6%)

(全国 74.8%)

(奈良県データは全数調査、全国データは大学及び調査対象学生の抽出によるもの)

奈良県の就職内定率は全国と比較して低水準で推移しており、未就職のまま卒業 する者が多数生じることが懸念される。

また、奈良県の若年者(15歳~34歳)の非正規労働者の割合は全国で3番目に 高い。(奈良県 37.6%、全国 33.6%) (H19 就業構造基本調査)

さらに、就職後3年以内の離職率は、高校で42.9%(全国35.7%)、大学で35.5% (全国 28.8%) と高い状況にある。(県内企業の雇用保険資格取得、資格喪失状況 から)

/// 課 題 /////////////

- ① 新規学卒者及び既卒3年以内の者を対象とした求人を確保し、安定した就職促 進に取り組む必要がある。
- ② 学卒者の正社員就職への応募機会を確保し、早期に内定が得られるよう取り組 む必要がある。
- 若者の早期離職を防止するため、職場体験など中学生、高校生が就学中から仕 事や就職について考える機会の提供に取り組む必要がある。
- ④ 未就職のまま卒業または就職後の早期離職などによりフリーターとなっている 者が多いことから、フリーター等の正規雇用化を推進する必要がある。

/// 奈良県と連携して実施する主な取組 ////////

- ①経済団体に対する学卒者対象求人の要請行動
 - 奈良県知事、奈良県教育長、奈良労働局長の3者が経済団体に直接赴き、学卒者を対象とした求人要請を行う。
- ②新規高卒者を対象とした合同求人説明会の開催

奈良県教育委員会と連携し、安定した就職への応募機会の確保及び早期内定に 向けて求人開拓を行い、合同求人説明会を開催する。

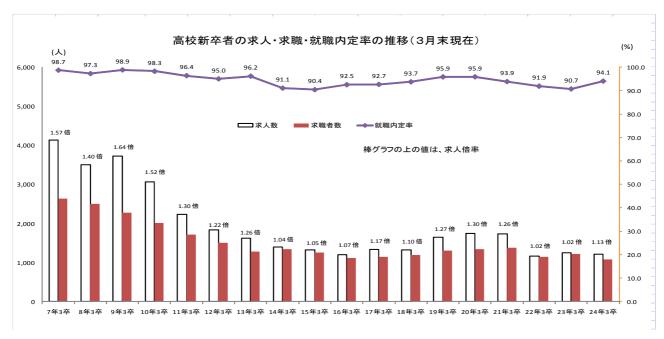
③キャリア教育の推進

就学中から就職や仕事を意識し将来の目標を持った体系的・系統的なキャリア教育の実施を図る。

- ア 若者雇用戦略における「地域キャリア教育支援協議会 (仮称)」に参画し、職場見学、インターンシップを推進するとともに、高校生に対し就職に向けたガイダンスの実施、また中学生に対し職業理解を深めるための取組を進める。
- イ「奈良県地域教育力サミット」に参画し、地域で育ち、地域で学び、地域で働 ける環境づくりに向け取り組む。

④フリーター等の就職支援の推進

奈良県が設置する「ならジョブカフェ」と「なら若者サポートステーション」、「若者サポートステーションやまと」と連携・協力を図り、ハローワークに設置した「わかもの支援コーナー」等において、支援メニューを活用し、フリーター等の円滑な就職促進を図る。



(奈良労働局学報第4号から)

2 障害のある方に対する就職支援

障害者雇用状況(平成24年6月1日現在)

【民間企業 (法定雇用率 1.8%)】

- ・ 実雇用率 2.15% (前年比 0.07P 上昇) (全国 3 位)
- ・ 法定雇用率達成企業割合 59.3% (前年比 4.2P 上昇) (全国 8 位)
- ·雇用障害者数 1,651.0 人 (前年比 84.5 人增加)

【公的機関(法定雇用率 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%)】

- ・県及び市町村 実雇用率 2.25%(雇用障害者数 355.5 人)
- ・法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会 実雇用率 2.01%(雇用障害者数 156.0 人)

障害者の就労意欲の高まりや企業での積極的な採用と雇用継続が図られたことから雇用されている障害者数の増加となった。

/// 課 題 //////////////

- ① 法定雇用率引上げに係る啓発・指導により雇用機会の拡大に取り組む必要がある。(「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」等の改正)
- ② 発達障害者、難病者等に対し、障害特性に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- ③ 障害者一人ひとりの意欲、能力等に応じた就職に向けた準備から職場定着までの一連の就労支援に取り組む必要がある。
- ④ 障害者が安心して働くことができるよう、関係機関と連携し、働く障害者の権利擁護のため取り組むことが必要となっている。
- ⑤ 障害者の勤労観を育むため、職場実習の拡大に取り組む必要がある。

/// 奈良県と連携して実施する主な取組 ////////

① 経済団体に対する障害者の雇用の維持・雇用機会の拡大に係る要請行動 奈良県知事、奈良県教育長、奈良労働局長の3者が経済団体に直接赴き、障害 者雇用の要請を行う。

② 発達障害者等に対する雇用支援の推進

発達障害者、難病者等について、企業における障害特性に係る理解を得るため「発達障害支援センター」、「難病相談支援センター」、「高次脳機能障害支援センター」との連携により、障害特性の理解及び雇用支援についての認識を促し、雇用機会の拡大を図る。

③ 地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

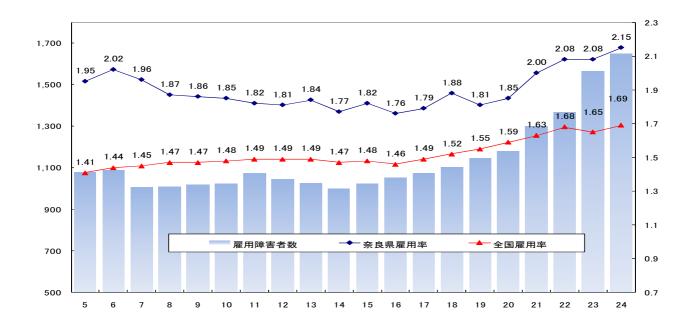
福祉的就労から一般雇用への移行を促進するとともに、障害者に対して就職及び職場定着のための効果的な個別支援を行っていくため、障害者職業センター、特別支援学校、関係機関等によるチームを構成し、支援計画に基づく支援を行う。

④ 在職障害者への安心継続した就業生活支援

障害者を虐待という権利の侵害から守り、安定した職業生活を図るために、各市町村、奈良県等関係機関との連携を密にして障害者虐待の防止及び早期の発見に努めるとともに関係機関による対策チームが事案に応じて適切な対応を行う。

⑤ 障害者の職場実習への積極的な取組

公的機関はもとより地域の企業、団体、障害者就労支援機関等による障害者職場実習への協力体制づくりを図る。



3 女性の意欲・能力を活かした就職支援

/// 現 況 /////////////

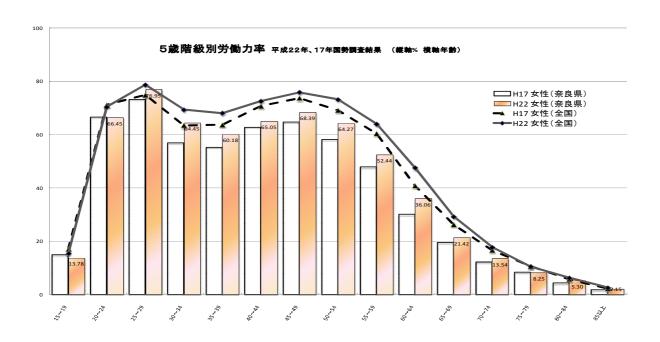
- ・奈良県の女性の有業率は、42.9%と全国で最も低い状況 (全国 48.8%) (H19 就業構造基本調査基本調査)
- · 奈良県の女性雇用者数は 209,000 人 (H22 国勢調査)。
- ・労働力率は 43.4%と全国で最も低い状況にある。(全国 49.6%) (H22 国勢調査)

/// 課 題 ///////////

急速な少子化の進行に伴い、女性労働力の活用は一層重要となっており、就業継続や能力発揮が大きな課題である。また、女性の労働力率がM字型カーブを描くことが示すように、出産、育児等により離職する女性は依然として多く、いったん離職すると再就職が厳しい状況がみられる。

/// 奈良県と連携して実施する主な取組 ////////

- ・ ハローワーク奈良「マザーズコーナー」の求人情報を「奈良県子育て女性就職相談窓口」「奈良県スマイルセンター」に提供し求人情報を共有することにより、 就職支援を連携して実施する。
- ・ 子育てをしながら就職を希望する方に対して、ハローワークに設置する「マザーズコーナー」等における担当者制による支援や「奈良県子育て女性就職相談窓口」「奈良県スマイルセンター」「奈良県女性センター」市町村等の関係機関と連携して就職支援を実施する。 (担当者制支援実施見込 870 件)



4 地域の実情に応じた対策

/// 奈良県と連携して実施する主な取組 ////////

① 生涯現役社会の実現

奈良県、関係機関、経済団体等で構成する「奈良高年齢者雇用推進委員会」 を開催し、希望者全員の65歳までの継続雇用の確保と70歳まで働ける企業 の普及・促進に取り組む。

高年齢者が長年培った知識・経験を生かし、その意欲と能力に応じた雇用・ 就業を図るため、高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の 推進について、奈良県と連携して一層の効果的な事業の運営に取り組む。

② 就職困難・生活困窮者に対する就労支援

「奈良県生活福祉・就労支援協議会」及び北和・中南和ブロックにおける「地域協議会」を開催し、ハローワークと福祉事務所、関係機関等が連携した「就労支援チーム」において生活保護受給者等に対して、就職支援ナビゲーターによる就労支援を実施する。

常設窓口の設置や巡回相談等の支援体制を整備して早期支援を行うことによりボーダー層や受給後早期段階の者の重点支援を行う。

求職者支援訓練の積極的活用と就職・自立促進講習(仮称)を活用した支援対象者の能力開発の促進を行う

③ 地域ニーズに即した人材育成の推進

「地域訓練協議会ワーキング・チーム」を開催し、地域における求職者の動 向、ハローワークが把握する求職者の訓練ニーズ及び求人ニーズの情報共有を 図る。

共有した情報をもとに、地域ニーズに即した訓練を設定して奈良県全体で効果的な職業訓練を推進する。(ワーキング・チームの開催目標 年間 2 回)

④ 奈良県の現状に応じた雇用対策の推進

「奈良県子育て女性就職相談窓口」、「奈良県スマイルセンター」、「ならジョブカフェ」と求人情報の共有化を図る。

また、奈良しごとiセンターと隣接して設置している「奈良県地域就職支援センター」の職業相談・職業紹介と、奈良県が行う各種相談支援等との一体的実施の取組を推進する。

地域社会への影響が大きな事案が生じた場合には、連携した雇用対策を行う。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進等働きやすい職場環境整備の推進

多くの人が意欲と能力に応じて働くためには、ワーク・ライフ・バランスの推進等働きやすい職場環境づくりへの取組が重要であり、県・経済団体・労働者団体等と連携し、事業所に対して仕事と家庭の両立に関する働きかけを行う。

⑥ 新規指定居宅サービス事業者に対する説明会

奈良県が実施する説明会において労働基準法や就業規則の説明を行う。